

取組の基本的方向性について（骨子）

（１） 水道水質検査に関する関係者の取り組むべき姿勢

【背景】

- ・ 水道事業者等は、新たな科学的知見に基づく水質検査項目の増加や基準項目等の逐次改正、分析技術の進歩に伴う検査法の向上に対応することが必要。
- ・ 水質検査の知識を持った職員が退職期を迎え、地方公共団体の財政支出削減や職員削減の施策の実施と相まって、水道水の自己検査体制を維持が困難になり、登録検査機関等への委託に移行せざるを得ない状況の水道事業者が存在。
- ・ 水道水の水質は非常に清澄であることが一般的であり、水道水の検査データが商品としての信頼性に直接的に影響することは食品や医薬品分野と比較すればその機会は少なく、水道事業者等の水質検査結果の精度の確保に関心が薄れる懸念がある。
- ・ その一方、事故や豪雨等水道原水の水質汚染は非定常に発生することから、水道事業者等は、原水水質の大きな変動にも適切に対応して、水道水を供給することが求められる。
- ・ 平成 14 年 3 月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成 15 年に水道法が改正され、水質検査機関の登録を申請した者が人員や設備等の水道法に定める要件に適合していると認める者から申請があれば、厚生労働省は登録をしなければならない。
- ・ その一方で、立入検査、改善命令、適合命令、登録の取り消し等の規定が水道法において整備されており、厚生労働省が指導監督を厳格に実施することで登録検査機関の適正な事務・事業の実施を担保する仕組みとなっている。
- ・ 登録検査機関は、検査の受託義務や検査方法の履行に関する義務が課されており、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や措置を講じることが求められている。

【方向性】

- ・ 水質検査は水道水質管理の基本となる業務であり、水質検査を自ら行う場合も委託して行う場合においても、水道事業者等は水質検査の結果に責任を持たなければならない。
- ・ 水道水の水質は非常に清澄であることが一般的であるが、常時清浄な水を供給することが求められるものであり、水道事業者等は、原水の水質変動を監視しつつ、水質汚染事故が発生した場合には迅速かつ的確に対策を行う必要があることから、水質検査の体制を確保することが不可欠である。
- ・ 自己検査体制を確保することが困難になり、水質検査を外部委託する水道事業者等が増加する状況にあることから、1) 水道事業者等による適切な登録検査機関への業務委託と検査結果の確認、2) 登録検査機関による水質検査精度や信頼性保証の確保、3) 厚生労働省による登録検査機関が検査精度を確保するための適切な指導・監督を行う等、関係者が一体となって水質検査の信頼性を確保するように、具体的な措置を講じるべき。
- ・ 一方、中小水道事業体では、水質検査に係る知識、経験を十分に備えた職員が少ない又はいない状況にあることから、これらの水道事業体が求められる取組みを行えるよう一定の支援が必要である。

(第2回検討会までの主な意見)

- 水道事業体が水質検査に一定の責任を持つべきだが、委託した水質検査結果にどこまで関与すべきかについては整理する必要がある。水道事業体が関与する範囲や内容を明確にし、最低限理解すべき事項とチェックすべきことを明らかにして、水道事業体への支援を行う必要がある。
- 水道事業体が登録検査機関に委託を行うことで、水質検査結果に対して緊張感が薄れてきていることに問題があると考えるので、水道事業体のスタンスまで掘り下げて検討を行う必要がある。
- 水道事業体において、技術者が少なくなっており、運転管理さえしていればいいと考えている事業体もあり、水質検査に対する関心が低くなっているのではない。また、登録検査機関は国が認めている機関なので、検査料金が安くなっても大丈夫だろうという間違った認識を持つ水道事業体が多い。
- 水道水は24時間いつでも飲まれるものであり、水質に異常が見つければ、水道事業体は迅速に対策を行う必要がある。水質検査はその対策の第1段階になるため水質検査をできるだけ早く行う体制の維持が不可欠である。
- 不正が発生しないような体制づくりが重要。登録検査機関による精度を向上させる取組と、水道事業体による適切なチェック、国による登録検査機関へのチェックにより、全体の制度が向上するものとする。

(2) 水道事業者等の水質検査

- 水道事業者等の水質検査実施の責任を踏まえた水道水質の精度管理の確保（自主検査時の精度管理、水質検査委託時の精度管理）

【背景】

- ・ 水道事業体は、水質検査を登録検査機関に委託する際に、登録検査機関の内部精度管理の実施状況を把握しない場合が多く見られる。
- ・ 水道事業体が、水質検査を委託する登録検査機関の選定理由として、料金が安いこと、近隣の機関であること、厚生労働省の外部精度管理調査結果が良いことが多くあげられた。その一方、水道 GLP 等の精度管理の信頼性が高い機関を対象にする割合はあまり多くない。
- ・ 水道事業体が自己検査を行う場合において、内部精度管理や外部精度管理の実施を行っていないケースもみられる。

【方向性】

- ・ 水道事業者等においては、水質検査を登録検査機関に委託する際においても、当該機関の精度管理の状況について、厚生労働省等の外部精度管理調査結果のみに委ねるのではなく、自ら確認すべきではないか。
- ・ 発注者において、登録検査機関の選定条件について、精度管理の保証を重視すべきではないか。その際、水道 GLP、ISO17025 の資格を有する検査機関やこれらの資格に準じた技術的能力を有することを示す検査機関を要件とすることも選択肢として考えられるのではないか。
- ・ 一方、厚生労働省の外部精度管理調査は、良好な評価結果を示した水質検査機関であっても、この 1 回の結果だけをもって、日常の水質検査の精度が確保されていると見ることは慎重に考えるべきであり、階層化評価の結果は登録検査機関の優位性を決定づけるものではないことに留意すべきではないか。
- ・ 水道事業者が自己検査を行う場合において、内部精度管理や外部精度管理の実施を行っていないケースもみられ、水質検査の精度の確保に一層努めるべきである。

(第 2 回検討会までの主な意見)

- 発注者において、水質検査機関の選定条件について、精度管理が保証されている機関として、水道 GLP、ISO17025 を活用している事例があり、これらの資格を要件とすることも選択肢として考えられる。その一方、水道 GLP や ISO17025 取得する検査機関が少ないことから要件とすることが困難な場合もあり、その場合に厚生労働省の外部精度管理調査の階層化評価に依拠せざるを得なくなるこ

とに留意する必要がある。

- 外部精度管理調査の階層化評価については、Zスコアーで表示して、ばらつきで評価を行っているが、一定割合の機関は成績が悪くなるところもあり、この結果だけをもって検査機関の優良性に問題があると示すとは言えない。一方で、良好な評価結果を示した水質検査機関であっても、この1回の結果だけをもって、日常の水質検査業務でも問題のない検査を実施していると言い切ることはできないかもしれない。あくまでも水質検査機関の自主的な精度管理の実施を促すものとして考えるべき。
- 水道事業体では、外部精度管理の取組を行っていない水道事業体も存在している。一部基準項目の水質検査を検査機関に委託する水道事業体において、外部精度管理調査を受けることができなくなっている水道事業体も存在しており、厚生労働省はこれらの水道事業体も含めて幅広く調査の対象とする等積極的に働きかけるべき。

- 水道事業者等の水質検査委託時における適切な水質検査実施の確保（業務委託、検査結果の確認等）

【背景】

- ・ 水道事業体が水質検査を登録検査機関に委託する際には、指名競争入札により検査機関選定を行うことにより検査料金が低くなる傾向にある。
- ・ 水道事業体が水質検査を委託する際に、1) 登録検査機関以外の機関に委託する事例、2) 水質検査の依頼内容が明確ではない事例、3) 水質検査実施に必要なコストが見込まれない低廉な価格で業務を委託する事例、4) 事故等の水質異常における迅速な対応が考慮されていない事例等不適切な事例がみられる。
- ・ 一部の水道事業体において、水質検査を登録水質検査機関以外の検査機関に委託している場合や、水質分析の成績書の提出のみを求め水質検査の内容を把握していない場合がみられる。

【方向性】

- ・ 水道事業者等は水質検査を実施する責任を有しており、水質検査を検査機関に委託する場合も、検査機関において水質検査が適切に行われるように遵守すべき事項を明確にすべきではないか。
- ・ 水道事業者等は、水質検査を登録検査機関に委託する際において、一定の価格競争が起こる場合においても、水質検査の精度を確保するために必要なコストを負担した上で、適切な水質検査実施の確保に重点を置くべき。
- ・ 水道事業者等は、水質検査の適切な委託を行うために、精度が高い水質検査を確保するための作業内容を仕様書に記載し、適切な検査の実施に必要な価格設定であるかを確認した上で、水質検査を登録検査機関に委託し、水質検査内容や精度管理内容を確認できる体制をとるべきではないか。
- ・ 不正行為が判明した場合は、委託契約に基づく措置を講ずるとともに、登録検査機関を監督する厚生労働省にも通報することが考えられるのではないか。
- ・ 水道事業体の中でも、水質検査のノウハウを持った職員が不在若しくは少ない場合には、水質検査結果のチェックが容易ではない場合もあることから、これらの水道事業体への技術的な支援策として、標準仕様書、水質検査内容のチェックリストや標準歩掛り等を検討するとともに、これらの職員に対する研修事業の実施など、都道府県等水道行政や地方衛生研究所、水道関係団体における技術支援を検討すべきではないか。

(第2回検討会までの主な意見)

- 水道事業体は、登録検査機関に水質検査を委託する際にも水質検査に責任を持つべきである。その責任を果たすため、水質検査を委託する際に最低限遵守すべき注意事項を水道法 20 条第 3 項に基づく施行規則に明記すべきである。
- 水質検査の業務委託において、最低制限価格を導入して競争入札を行っている事例はあるが、水質検査の精度の確保するために必要なコストは確保できる取組であり、水道事業体において最低制限価格制度を導入することも選択肢として考えられる。その一方で、最低制限価格の設定に苦慮する場合もみられる。
- 発注者側（水道事業体）から見ると、毎年同じ業者をお願いしたいのが本音であるが、委託業務の随意契約は難しい。指名競争入札になるが、価格競争はやむを得ない前提で、どのような取組が行われるかを考えなければいけない。
- 発注者（水道事業体）において、水質検査委託を設計する際に、複数の検査機関から見積もりを取って予定価格を設定していることが一般的と考えられるが、水質検査に必要な費用を適切に見積もるためには、公共事業工事における積算資料の参考となっている建設物価のような標準的な価格設定に資する資料があれば役に立つのではないか。
- 水道事業者等は委託する場合においても、自らも検査結果に対する精度を担保す

るための取組を行うべき。このためには、水道事業者等が水質検査を委託する際、精度管理を確保するために、水質検査の全工程における情報を提出頂いて、水道事業者等が評価できる仕組みが必要。この際に、水道事業体の技術的能力によって対応ができるようにチェックリストを作成して、水道事業体を支援することがよい。

- 水道事業体が水質検査機関に委託する際には、その仕様の中に立入検査やクロスチェックの実施を盛り込むことは有効と考えられる。しかし、発注者である水道事業体に水質検査に熟知した職員が不在で、事務系職員や土木系職員しかいない水道事業体の場合に、委託仕様書や水質検査機関のチェックリストが適切な内容であっても、担当職員がその内容を理解できるのかが問題である。これらの水道事業体に対して、地方衛生研究所や保健所等に水道に携わる職員がいる場合は、これらの機関において技術支援することは可能ではないか。
- 登録検査機関が実施する水質検査結果の根拠となるクロマトグラムや検量線等のデータについて、水道事業体がその内容を確認することによって検査に示される数値が適切かチェックすることが可能になる。
- 水道事業体が登録検査機関に委託する契約に、採水から検査までにかかる時間を明記すれば、検査法告示に定める速やかな検査を確保することが可能になる。
- 検査結果に異常があった場合は速やかに委託者に連絡してすることを明記することも有効である。
- 委託先からの水質検査結果をチェックできる事業体の職員の質の向上も重要であり、中小水道事業体の水質検査部門を対象に教育する施策が必要である。

- 水質異常時等の危機管理体制の確立（事故等の水質異常や供給者の検査依頼の速やかな対応の確保）

【背景】

- ・ 事故や豪雨等水道原水の水質汚染は非定常に発生。
- ・ 供給者の要請に応じて水質検査を速やかに実施する機会もある。
- ・ 水質検査委託契約の中で緊急時の水質検査の取り決めがなく臨時検査の速やかな実施に不安がある水道事業体が存在する。

【方向性】

- 水道事業者等は水質検査を委託する場合において、突発的な水質検査の実施も考慮して検査を実施する体制を確保することが必要ではないか。
- 水道事業者等は、日常の水質検査のみならず水質汚染事故にも迅速かつ的確に対応するため、緊急時に速やかな水質検査の実施が可能な登録検査機関を重視すべきではないか。
- 水質検査委託契約の中に、事故等の水質汚染や供給者からの要請等に対応する緊急時の水質検査の取り決めを明記して、必要なコストを負担した上で臨時の水質検査にも適切に対応することが望ましいのではないか。
- 緊急時に、中小水道事業者が状況に応じた水質管理上の助言や支援を迅速に得られるよう、厚生労働省や都道府県等水道行政担当部局との連絡体制の確保はもとより、近隣の大規模な水道事業者との水質管理に係る連携ネットワークの形成を図ることが重要ではないか。

(第2回検討会までの主な意見)

- 水質事故等の緊急時には水道事業体は、水質検査を速やかに実施する必要があるが、契約内に緊急時検査が含まれていないような状況であれば、速やかな水質検査は困難な水道事業体が存在すると考えられる。
- 緊急時検査をあらかじめ委託する場合において、緊急時連絡体制を整備して、24時間試料を速やかに採取できる体制となっている水道事業体も存在する。
- 公益法人が指定検査機関として活動していた時には、緊急時対応等は契約に明記されていなくても公的な立場として指定検査機関が検査を実施しなければならなかった。営利法人が検査機関に参入することによって、緊急時対応が必要な場合は水質検査の契約に明記することが必要になってきている。
- 登録検査機関に水質検査を委託している中小の水道事業体では、水質に携わる職員がいない若しくは少ないことが多いため、適切な水質管理ができているのかが不安である。近隣の水質検査のノウハウを有する水道事業体同士の広域的な連携が必要と考えられる。

(3) 登録検査機関の水質検査

- 適切な検査を確保するための検査料金の確保（競争入札による価格競争と適切な検査の確保の関係）

【背景】

- ・登録検査機関の実際に受託する際の水質検査料金は、受注競争や委託者の価格設定に応じて、当該機関の業務規程に定める検査料金よりも安くなっている場合が多い。
- ・登録検査機関の水質検査の受託件数にはばらつきがあり、一部の検査機関が水道事業者等から多くの水質検査を受託しており、検査員数や検査機器の保有台数と受託件数の関係に関連性は見いだせない。
- ・一部の登録検査機関では、検査料金を安くすることによって、人件費の抑制や検査設備の保守等の観点で問題が発生すると認識している。
- ・検査料金の設定には、人件費や物件費等が考慮されているが、算定根拠の公開について可能とする検査機関は必ずしも多くない。
- ・検査料金の過度の価格低下に伴い、水質検査の精度確保や信頼性保証に必要なコスト回収が困難となって、水質検査の品質の低下の懸念が生じる。
- ・食品衛生法において、食品に関する登録検査機関は、業務規程に定める検査料金について、その算定根拠も併せて厚生労働省に届出することが義務づけられている。

【方向性】

- ・登録検査機関が、一定の経営戦略をもって検査料金の設定を行うことによって、登録検査機関によって検査料金が異なる事自体は問題ではないが、登録検査機関が水質検査を適切に実施しないことによって、検査価格が不当に下げられることはあってはならない。
- ・登録検査機関は、検査員や検査設備等の規模や能力に応じて、検査員の人件費、検査に要する物件費や検査設備の保守点検等に係る費用をそれぞれ考慮したうえで、採水、運搬から水質分析に至る水質検査を適切に実施することができる費用を明確にすべきではないか。

(第2回検討会までの主な意見)

- 検査料金が下がっているが、料金が低くなりすぎると登録検査機関の水質検査の質に跳ね返って信頼性が損なうのは問題。中小の水道事業体が登録検査機関の検査内容を全てチェックするのは難しいので、登録検査機関の水質検査の精度を確保するように厚生労働省による指導・監督の取組が必要。
- 受注者側（登録検査機関）から見ると、適切な検査料金で受注したいが、競争の

観点から、どうしても検査料金が低くなるため、水質検査に係るコストを削減するため、精度管理の実施がおろそかになる。

- 発注者側（水道事業体）から見ると、毎年同じ業者をお願いしたいのが本音であるが、委託業務の随意契約は難しい。指名競争入札になるが、価格競争はやむを得ない前提で、どのような取組が行われるかを考えなければいけない。（再掲）

- 登録検査機関の適切な水質検査の確保（登録検査機関が登録時に定める検査体制と標準作業書等に示される検査方法の履行、精度管理の確保、不適切な検査の是正）

【背景】

- ・ 登録検査機関は、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制を整備し、標準作業書による作業のマニュアル化を行うなど、統一的に正確な検査結果を得るための体制を構築し、水質検査の精度の確保に努めることが求められる。
- ・ 外部精度管理調査において、1）培地又は試薬、2）器具及び装置、3）試料の採取及び保存、4）試験操作（前処理、分析）、5）検量線の作成の事項に関して、検査法告示及び標準作業書どおり検査が実施されていないことが明らかに。
- ・ 登録検査機関が水道事業者等から直接契約せず設備保守管理機関から検査を受託する場合、書面により契約の当事者及び契約内容を明確にしない場合や別の登録検査機関に水質検査を再委託する場合等契約形態が適切ではない事例が明らかに。
- ・ 試料採取や運搬に関する状況においても、標準作業書や検査法告示に定める検査方法と一致していない登録検査機関が存在。

【方向性】

- ・ 登録検査機関は、検査方法について、標準作業書を整備するだけでなく、水質検査の精度や品質管理保証体制を確保したうえで、標準作業書に従って水質検査を適切に実施すべきではないか。
- ・ 登録検査機関が遵守すべき水道法第20条の6に定める検査方法において、検査法告示や標準作業書に定める検査方法に基づくこと等基本的な検査に関する行為を明確にすべきではないか。
- ・ 登録検査機関の検査に関する不適正事例を踏まえ、検査法公定法について、1）培地又は試薬、2）器具及び装置、3）試料の採取及び保存、4）試験操作（前処理、分析）、5）検量線の作成の事項について、遵守すべき基礎的な作業を明確にしたうえで、登録検査機関の水質検査部門や信頼性保証部門のチェックの強化を促進すべきではないか。
- ・ 水質検査の信頼性を向上するため登録検査機関による自主的な取組を強化するとともに、日常的な水質検査に関する検査員の水質検査法や水質管理に関する知識と技能の向上のための取組を強化すべきではないか。

(第2回検討会までの主な意見)

- 現在の公定法は、水道水質検査の経験が豊富な立場の人から見て、必要な事項が記載されており、検量線を毎回作成する等の水質検査の常識的な事項については、公定法で記載していないものもある。
- この点、水道水質検査の経験の浅い人から見て、検査法告示で記載されている事項のみを遵守すれば良いと考える可能性があるが、検査法告示で記載していない事項は、実施しなくても良いということではない。
- 各検査機関は、検査法告示に従って標準作業書を作成するが、水質検査の経験が浅く技術力が優れていない検査員が作成すると、検査法告示で記載されていない基礎的な事項を標準作業書に定めず、実際の検査にも基礎的な事項を行わない発想が出てくる。
- 平成15年に登録制度に移行した際には、登録機関の水質検査の技術向上と自主性を重視して、検査法告示について遵守すべき最低限必要な事項を規定するようにしていた。アンケート結果に示される試料の採水や輸送に関する不適正事例や外部精度管理調査結果等に示される標準試料の分析や検量線の作成等に関する不適正事例から見れば、採水から分析までにかかる時間の明示、空試験の値、検量線の濃度範囲や点の明示、標準試料の分析等の基礎的な作業について検査法告示において明らかにすべきである。
- 水道法第20条の6第2項に定める登録検査機関が遵守すべき検査方法は、標準作業書の文書を作成することは記載されているものの、標準作業書に示される検査手順を守ることは記載されていない。
- 登録検査機関が行う検査内容について、検査法告示や標準作業書に記載されている遵守することが当然の検査内容ですら守られていないことが問題である。遵守すべき当然の検査内容を登録検査機関が遵守すべき検査方法として明文化した上で、厚生労働省が指導・監督する必要があるのではないかと。
- 検査法告示においても、検査機関の独自の検査技術にも対応できるよう、柔軟に検査法の改定を行う必要がある。
- 水質検査の信頼性を向上するには、検査員が持つ力量や常識等を最大限活用していくことと、検査結果を組織全体で検証できるシステム作りを図るべき。それでも確保できない場合は、検査員の要件を厳しくしていくことが必要と考えられる。
- 検査員の知識と技能の向上のため、水質検査のみならず浄水処理等水道事業の研修を行うことが考えられる。
- 登録検査機関の水質検査信頼性確保のための、登録検査機関の自主的な対応として、倫理規範、業務要領を作成して、これに従った取組を実施するとともに、業界団体による公正競争規約の作成や外部監査の実施を行うことも考えられる。

- 水道事業者等の水質検査に関する能力（水質検査部門、技術系職員の有無等）に応じた登録検査機関の果たすべき役割

【背景】

- ・ 登録検査機関においても、浄水処理の工程管理や突発汚染事故時での対応等に対して経験を踏まえた相談や水道水質危機管理への貢献が可能な機関と、単に分析機器と人材の面から水質検査が実施可能である機関の2つのタイプがある。
- ・ 登録検査機関の中には、精度管理あるいは信頼性保証体制が整い水質検査の精度を確保はできるものの、工程管理や水質変動あるいは突発水質汚染等への対応には全く経験がなく、水道水質の危機管理に助言できない機関が存在する。

【方向性】

- ・ 浄水処理の工程管理や突発汚染事故等の危機管理対応について経験と知識を有する登録検査機関は、技術基盤が脆弱な中小水道事業者等からの業務の受託にあたって、水質検査のみならず浄水処理の工程管理や水質危機管理に関する助言や相談を積極的に行うことが望ましいのではないかと。

（第2回検討会までの主な意見）

- 水源の状況や、過去の水質検査結果の傾向を把握した上で水質検査結果に応じて助言することができる登録検査機関も存在する一方で、水質検査のみを業務として受託する登録検査機関も存在する。
- 水道事業体の水源の状況すら知らない登録検査機関が緊急時の対応を行うのは無理である。水質検査を登録検査機関に委託する場合においても、都道府県等水道行政や近隣の水道事業体と連携を深めることも重要である。

(4) 厚生労働省の登録検査機関への指導・監督

- 水質検査委託時の水質検査の信頼性を確保するための厚生労働省の登録検査機関への指導・監督（登録等書面審査、日常業務検査、外部精度管理調査の関係）

【背景】

- ・ 平成 14 年 3 月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、平成 15 年に水道法が改正され、水質検査機関の登録を申請した者が人員や設備等の水道法に定める要件に適合していると認める者から申請があれば、厚生労働省は登録をしなければならない。（再掲）
- ・ その一方で、立入検査、改善命令、適合命令、登録の取り消し等の規定が水道法において整備されており、厚生労働省が指導監督を厳格に実施することで登録検査機関の適正な事務・事業の実施を担保する仕組みとなっている。（再掲）
- ・ 登録にあたっては登録検査機関の業務対象区域を明らかにすることとされており、12 時間以内の迅速な検査が可能な区域を対象としている。
- ・ 登録検査機関においては、試料採水後、検査開始までに半日を超えて検査を行っている場合もあり、生物項目については検査法告示に定める検査法を遵守できておらず、輸送方法によって影響を受けている可能性がある。
- ・ 登録検査機関は、検査料金や受託件数上限等の内容を含む水質検査業務規程を定め、水質検査業務の開始前に厚生労働大臣に届出なければならない。
- ・ 登録検査機関の水質検査受託件数や検査料金が水質検査業務規程に定める内容と異なる場合が見られ、過度に安い金額で大量に業務を受託する場合においては、日常の水質検査業務における精度の確保が懸念される。
- ・ 厚生労働省が行う外部精度管理調査は、統一試料の送付、参加機関による検査、検査結果の回収、階層化評価の実施、登録検査機関の一部への実地調査及び評価結果の芳しくない検査機関への実地調査による精度の改善の指摘による方法で実施されている。

【方向性】

- ・ 試料の採水や運搬についても水質検査の一環であることを踏まえ、登録申請時において登録検査機関が行う方法が適切か厚生労働省は確認すべきではないか。
- ・ 登録検査機関の検査区域について、登録検査機関が責任を持って速やかな検査を実施できる地域を対象とするように、厚生労働省は審査すべきではないか。
- ・ 水質検査業務規程において定める水質検査料金・受託上限について、登録検査機関の検査体制や検査方法を踏まえた算定根拠も明示できるようにすべきではないか。
- ・ 厚生労働省が行う外部精度管理調査は、調査結果から改善すべき点を明らかにすることで検査機関の精度管理の自主的な向上に寄与することが期待される。この趣旨からすると、本調査による登録検査機関の評価について、標準試料の検査結果を踏まえ改善すべき点の是正措置の確実な実施に焦点を当てるべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、外部精度管理調査とは別に、登録検査機関の日常の水質検査業務の指導・監督を実施することが適切ではないか。水道法第 20 条の 6 に基づく登録検査機関が行うべき検査方法において、検査の実施に伴う行為を具体化するとともに、水道法第 20 条の 14 に基づく保存すべき書類において、登録検査機関の日常検査の内容を追跡できる資料を追加することによって、厚生労働省による登録検査機関に対する指導・監督の実効性を高めるべきはないか。
- ・ 厚生労働省は、登録検査機関への日常検査の指導・監督を行う体制を構築すべきであり、その結果に応じて改善命令等の行政処分も含めて対応を検討すべきである。

（第 2 回検討会までの主な意見）

- 登録検査機関は、検査区域の設定の際に、採水から検査の実施まで 12 時間以内に実施することができる地域を選定しており、航空機や宅配便等の輸送手段を活用して書類上可能な検査区域を広域的に設定している登録検査機関も存在している。その一方、アンケート結果から、現実的には速やかな検査が実施できていない検査機関も多く存在しており、検査区域を広域に設定した登録検査機関が、検査の精度を保つことができるのか疑念が生じる。
- 登録検査機関が、試料の運搬に関して、宅配便を使用する場合、委託者と受託者の管理の範疇から外れることになり、試料の移動状況や保存状況が不明になる点で課題があることから、宅配便の活用を前提とした輸送体制は望ましくない。
- 宅配便を用いて試料の運搬を行っている登録検査機関が多いが、航空機を利用する宅配便を用いる手段については、速やかで着実な検査の実施の観点で適切とはいえないのではないか。
- 厚生労働省は、登録検査機関の検査区域の設定に際して、登録検査機関が責任を持って水質検査が可能な地域を対象とするように、登録検査機関に必要な根拠資料を提出させて審査すべきではないか。
- 水質検査機関が厚生労働省に対して登録申請をする際に提出する標準作業書の

中で、検査方法の一環として試料の採取や運搬に関する内容も明記させるべきではないか。

- 水質検査業務規程に定める 1 ヶ月あたりの受託上限数について、検査員と検査機器の規模から見て、一定の範囲内に収まるはずであり、水質検査業務規程の届出がされる際に、併せて登録検査機関から受託上限数の根拠となる書類を提出してもらい、厚生労働省はその内容が妥当か審査すべきである。
- 外部精度管理調査の階層化評価については、Z スコアーで表示して、ばらつきで評価を行っているが、一定割合の機関は成績が悪くなる場所もあり、この結果だけをもって検査機関の優良性に問題があると示すとは言えない。一方で、良好な評価結果を示した水質検査機関であっても、この 1 回の結果だけをもって、日常の水質検査業務でも問題のない検査を実施していると言い切ることはいかかもしれない。あくまでも水質検査機関の自主的な精度管理の実施を促すものとして考えるべき。(再掲)
- 外部精度管理調査において、登録検査機関が実施している水質検査方法が当該検査機関の標準作業書と乖離していることが多々ある。登録検査機関の日常検査の内容を見るにあたって外部精度管理調査結果だけで判断するには十分ではない。登録検査機関の日常検査の内容が標準作業書通り実施しているかを確認することが重要であるが、登録の審査や外部精度管理調査だけでは限界があることから、登録検査機関の日常の水質検査業務の監査を適宜行える仕組みが必要。
- 中小の水道事業者が登録検査機関の検査内容を全てチェックするのは難しいので、登録検査機関の水質検査の精度を確保するように、厚生労働省による指導・監督の取組が必要。(再掲)
- 現在の水道法施行規則において定められている登録検査機関の検査方法の内容は、水質検査体制の整備と標準作業書等の文書の作成が中心である。厚生労働省が行う監査の実効性を高めるため、検査の実施に伴う行為を水道法施行規則において具体化すべきではないか。検査法公定法を遵守すべきことを明確にすることや水道事業者等との委託の形態や検査方法が標準作業書の取組と乖離した場合に指導できる規定を水道法施行規則に追加すべきである。
- 登録検査機関の日常検査の内容を追跡できる資料が、登録検査機関において保存されている必要がある。現行制度において、保存が義務づけられる試験結果書だけでなく、クロマトグラム、濃度計算書、検量線等の試験結果の根拠となる書類、採水、運搬から分析までの各工程の開始・終了時刻を示す書類及び検査工程も登録検査機関が保存すべき書類とすべきである。
- 登録検査機関に対し日常検査の監視・指導を行う体制を構築すべきか検討する必要がある。そのうえで、日常検査の検査方法が不適切な登録検査機関に対しては、現行水道法の規定に基づき、改善命令等の行政処分も含めて対応を考えるべきである。